

# 調査の概要

## 1 調査の目的

この調査は、全国の介護サービスの提供体制、提供内容等を把握することにより、介護サービスの提供面に着目した基盤整備に関する基礎資料を得ることを目的とする。

## 2 調査の対象及び客体

介護保険制度における全国の介護予防居宅サービス事業所、地域密着型介護予防サービス事業所、介護予防支援事業所、居宅サービス事業所、地域密着型サービス事業所、居宅介護支援事業所及び介護保険施設を対象とし、これらの施設・事業所の全数を調査客体とした（（介護予防）訪問リハビリテーション、（介護予防）居宅療養管理指導、医療施設がみなしで行っている（介護予防）訪問看護及び（介護予防）通所リハビリテーションを除く。）。

平成21年10月1日現在

	調査対象施設・事業所数 1)	回収施設・事業所数 2)	集計施設・事業所数 3)	回収率
介護予防居宅サービス事業所				
介護予防訪問介護事業所	24 947	21 509	20 965	86.2
介護予防訪問入浴介護事業所	2 134	1 899	1 826	89.0
介護予防訪問看護ステーション	5 572	5 271	5 092	94.6
介護予防通所介護事業所	23 366	21 793	21 632	93.3
介護予防通所リハビリテーション事業所	6 422	6 116	6 017	95.2
介護予防短期入所生活介護事業所	7 186	6 866	6 853	95.5
介護予防短期入所療養介護事業所	5 207	4 931	4 686	94.7
介護予防特定施設入居者生活介護事業所	2 896	2 800	2 791	96.7
介護予防福祉用具貸与事業所	6 660	5 562	5 361	83.5
特定介護予防福祉用具販売事業所	6 869	5 751	5 567	83.7
地域密着型介護予防サービス事業所				
介護予防認知症対応型通所介護事業所	3 233	3 025	2 861	93.6
介護予防小規模多機能型居宅介護事業所	1 706	1 588	1 564	93.1
介護予防認知症対応型共同生活介護事業所	9 467	8 979	8 904	94.8
介護予防支援事業所(地域包括支援センター)	4 234	4 098	4 096	96.8
居宅サービス事業所				
訪問介護事業所	25 792	22 141	21 517	85.8
訪問入浴介護事業所	2 356	2 104	2 033	89.3
訪問看護ステーション	5 734	5 421	5 221	94.5
通所介護事業所	24 105	22 436	22 267	93.1
通所リハビリテーション事業所	6 559	6 239	6 152	95.1
短期入所生活介護事業所	7 561	7 233	7 215	95.7
短期入所療養介護事業所	5 375	5 085	4 857	94.6
特定施設入居者生活介護事業所	3 052	2 948	2 944	96.6
福祉用具貸与事業所	6 951	5 732	5 474	82.5
特定福祉用具販売事業所	6 889	5 765	5 579	83.7
地域密着型サービス事業所				
夜間対応型訪問介護事業所	115	94	75	81.7
認知症対応型通所介護事業所	3 479	3 253	3 108	93.5
小規模多機能型居宅介護事業所	2 083	1 937	1 917	93.0
認知症対応型共同生活介護事業所	9 684	9 192	9 186	94.9
地域密着型特定施設入居者生活介護事業所	119	112	112	94.1
地域密着型介護老人福祉施設	257	250	250	97.3
居宅介護支援事業所	31 800	29 011	27 961	91.2
介護保険施設				
介護老人福祉施設	6 127	5 878	5 876	95.9
介護老人保健施設	3 611	3 464	3 463	95.9
介護療養型医療施設	2 159	2 008	1 980	93.0

注：1) 調査対象施設・事業所には、平成21年5月2日以降サービスが増加した等の施設・事業所も含む。

2) 回収施設・事業所数は、調査した結果、回収のあった施設・事業所数である。

3) 集計施設・事業所数は、回収施設・事業所数のうち活動中の施設・事業所数である。

### 3 調査の時期

平成21年10月1日

### 4 調査事項

- (1) 介護保険施設  
開設・経営主体、定員、在所者数、従事者数、居室等の状況等
- (2) 居宅サービス事業所  
開設・経営主体、利用者数、従事者数等

### 5 調査の方法及び系統

介護保険施設、居宅サービス事業所、居宅介護支援事業所等の管理者が調査票に記入する方式とした。



※調査方法及び系統について

調査票の配付・回収について、平成20年調査までは都道府県・指定都市・中核市が実施していた（一部の調査票については郵送）が、平成21年調査から厚生労働省が委託した民間事業者からの郵送に変更した。

### 6 結果の集計

結果の集計は、厚生労働省大臣官房統計情報部で行った。

### 7 利用上の注意

- (1) 表章記号の規約

計数のない場合	—
統計項目のありえない場合	・
計数不明又は計数を表章することが不適當な場合	…
表章単位の1/2未満の場合	0.0

- (2) 回収施設・事業所のうち活動中の施設・事業所について集計した。
- (3) この概況に掲載の数値は四捨五入しているので、内訳の合計が「総数」に合わない場合がある。
- (4) 施設・事業所数は10月1日現在、利用者数は9月中の利用者の数である。  
ただし、以下の事業所、施設の利用者、在所者は9月30日24時現在の数である。
  - ・ 介護保険施設、地域密着型介護老人福祉施設
  - ・ 介護予防特定施設入居者生活介護事業所、特定施設入居者生活介護事業所
  - ・ 介護予防認知症対応型共同生活介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所
  - ・ 地域密着型特定施設入居者生活介護事業所
- (5) 複数のサービスを提供している事業所は、それぞれのサービスに計上している。例えば、1事業所において介護予防サービスと介護サービスを提供している場合、提供している個々の事業所数に計上している。
- (6) 訪問介護利用者の状況については、9月30日（0時～24時までの間）に訪問介護を利用した者のうち、出生月が「1月」「5月」「9月」の者のみを対象とした。